

拂之旨言明セルヲ以テ労働者側ニ於テ之ヲ辭トシ取締後
 河村正治ニ一任一先交渉ヲ打切セタリ
 右及申(通)報候也

一月

一 / 一

名發第一六一號

昭和十年貳月四日

名古屋出張所長 大澤 逸 策

財團協調會名古屋出張所

協調會常務理事

大島 辰次郎 殿

山田ポンプ製作所争議の件

發生一七 解決一六一二
 使用労働者ニ三
 争議参加者ニ〇
 関係労働組合 文化普及会
 労働組合 名古屋労働会

松